

文教くらし委員会記録

開催日時 平成28年2月23日(火) 13:03~16:17

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

阪口 保 委員長

宮本 次郎 副委員長

佐藤 光紀 委員

田中 惟允 委員

藤野 良次 委員

岡 史朗 委員

奥山 博康 委員

新谷 紘一 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○阪口委員長 それでは、ただいまの説明、報告またはその他事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○藤野委員 代表質問をしますので、参考のために若干質問をさせていただきます。

まず、いじめ問題ですが、「(仮称)奈良県いじめ防止基本方針(案)」4ページ、調査結果3で説明がありましたように、いじめを見たときの対応で、奈良県と東京都の違い、「注意した」というのが、東京都では小中高ともに、奈良県より非常に高いという結果でしたが、これはどういった理由でこうなったのか、いじめの問題をかなり問題意識と捉えながら、学校教育の中でしっかりとそこを押さえて、先生たちはいろいろ論議をされているのか、あるいは家庭教育の中でこういった問題を取り上げながら、何らかの話し合いを

されているのか、そんなことを含めて、少しわかればお尋ねしたいと思います。

○西上生徒指導支援室長 「(仮称) 奈良県いじめ防止基本方針(案)」の4ページ、特に調査結果3のところですか。これは、いじめを見たときの対応についてで、ここに書いておりの質問ですので、詳細には再度、調査分析する必要があるかと思います。グラフのとおり注意した者が東京都と比べて半分ですが、当然本県の児童生徒も、いじめは絶対にいけないという意識はさほど違いはございません。それ以外の部分で見ていただくとおり、直接その場で注意できない生徒が多いわけですが、相談したという生徒等は相当おります。ただ、「何もしなかった」というところが非常に多いわけで、間接的であれ、直接的であれ、仲裁あるいは周囲の大人等に相談する仲裁的な役割を果たす人間、立場の生徒を育てていくことが大切だと思っております。

5ページに、「いじめ集団の四層構造モデル」を挙げさせていただいております。かなり以前から、奈良県いじめ防止基本方針検討協議会の座長の森田洋司先生が提唱されている「いじめ集団の四層構造モデル」ですが、加害、被害生徒だけではなくて、観衆となる者、あるいは傍観する者もいて、いじめを促進する役割を担っております。そこで、その仲裁者が少ないわけですが、それをふやしていく取り組みをしなくてはならないと考えているところです。以上です。

○藤野委員 検証しなければ当然わかりませんので、できればお調べいただければ非常にありがたいと思いますが、よりよい基本方針になるように、私どもも協力したいと思います。ただ、現状、いじめ防止についての取り組みはどのようにされているのでしょうか。

○西上生徒指導支援室長 現状の対策としましては、いじめ防止対策推進法ができる前の平成24年12月に、奈良県では、「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」を、県内国公立の教員全てに配付し、各学校におけるいじめ問題に対応する資質の向上を図るとともに、いじめは絶対許されない行為ではあるものの、どの学校でも起こり得るという認識のもと、未然防止または早期発見、早期対応、再発防止に取り組んでいるところです。

加えて、平成26年4月から、県立学校において個人別生活カードの運用を開始しました。これは、生徒一人ひとりのいじめにかかわること、その他生徒指導上のさまざまな課題について指導や支援を記録して、継続的または効果的なものとするために、カードの運用、活用を推進しているところで、同様のカードについては、各市町村教育委員会においても、様式等、工夫をしていただいて、それぞれ運用していただいているところです。

また、根本的な子どもたちのいじめ防止につながる取り組みの一つとして、高校生がボ

ランティア活動や社会体験活動に取り組むことを通じて、自己有用感を味わうとともに、地域への愛着、または地域社会の一員として自覚を深め、児童生徒の規範意識や社会性、思いやりの心を醸成するために、地域ぐるみで取り組む小・中・高校生規範意識醸成事業を昨年度より実施しております。今年度では、モデル地域として15地域で、地域をともにする小・中・高校生が地域の方々とともに、さまざまなボランティア活動や社会貢献活動に参加しております。そういったものを通じて、いじめをしない意識の醸成に努めているところです。以上です。

○藤野委員 要は、いじめ防止というのは、そう効果的に何があるかということではないであろうと。地道に活動を行われる中で、いじめ防止基本方針を策定されて、また改めてこの方針に従って取り組みをされると認識しておりますが、また続きは代表質問等で取り上げてまいりたいと思います。

もう1点、高校生の中退についてお聞きします。

今、県立高校の中退率はどれぐらいでしょうか。

○西上生徒指導支援室長 県立高校全日課程についてお答えします。

直近となります平成26年度の集計ですが、中途退学者272名で、平成25年度に比べて58名減少し、4月当初の在籍者数に対する中途退学率で申し上げますと、平成25年度に比べて0.23ポイント減少し、1.12%でした。その主な理由は、ほかの学校への進学や就職といった進路変更、2番目には学校生活、学業不適應、3番目には病気、けがなどの順になっています。以上です。

○藤野委員 答弁できる範囲で、もし答弁できなかつたらおっしゃっていただければと思います。経済的事情による中退というのは、この272名のうち、どれぐらいあったのでしょうか。

○西上生徒指導支援室長 さまざまな理由がございますが、経済的理由としては、272名中5名、1.8%です。

○藤野委員 いわゆる子どもの貧困と今、叫ばれておりますので、貧困の連鎖が続くようでは、日本社会が非常に厳しい状況になってしまうという危機感を持ちながら、改めて今の答弁を参考にしながら代表質問を行いたいと思います。ありがとうございました。

○佐藤委員 おおむね理解したつもりですが、2～3、お聞きしたいことがございます。教育費については、前年度比に対してマイナスになっているというおおむねの報告、くらし創造費については少しの増額という理解はしましたが、教育費がどうして減額にな

っているのか、2～3、不思議に思うことがあるのでお答えいただきたいと思います。

ICT化についてですが、事前にいただいた資料の中にもあるのですが、公務員支援システムの整備状況が、例えば45位の秋田県65.4%、46位の鹿児島県65.3%に対して、奈良県が47位、しかも、パーセンテージが16.2%という数字が出ております。最下位は最下位でも断トツ最下位という状態になっておりまして、かといって、学校CIOの設置状況が81.1%で第8位、トップテンには入っているのです。要は、その責任者は配置しているけれども、実際には公務員支援システムの整備率が非常に悪いです。

あと、文部科学省のデータも出ているのですが、奈良県のICTにおける指導要綱、環境の整備状況は、奈良県はおおむね下回っております。ひどいものになりますと、全ての項目で最下位をとっているという現状があるかと思えます。

要は、学校の先生が教え切れないという状況になっております。まず物が足りない、そして先生の指導力の不足。例えば、パソコンを買って、すぐそれを充当したからといって、先生がそれを使い切れなかったら教え切れないと。反対に、先生に教育を施したとしても、すぐさま実践レベルまで使えるかどうかということも非常に難しい問題かと思えます。

私は、県議会議員になる前はサラリーマンとして働いておりまして、建設業出身で現場監督をしていたのですが、実際にパソコンがなければ日報すら入力できない。そして見積もりを出すときも、全ての計算において、電卓だけではとても追いつけないような社会環境があります。奈良県教育振興大綱（素案）の中でも、急速に発展する状況に対して、教育を実施しなければいけないという要綱があるのですが、出てきているデータの数字が非常に悪いという現状にあるかと思えます。その点で、拡充すべきであると思っていたのですが、今回予算案を見ていると、これが減額になっていると。

情報化のICT対策は盛り込まれているのですが、力、対応不足という感があるのですが、お答えいただけませんか。

○中村教育次長（企画管理室長事務取扱） まず、この2月議会で提出予定の平成28年度予算案、それから平成27年度補正予算案の教育費は約1,138億円、全体の22.6%ということで、対前年度比マイナス0.3%となっております。このうち、大学費などを除いた教育委員会所管の予算は約1,083億円で、全体の21.5%、これは対前年度比マイナス0.2%となっております。予算の額も前年度より減少しております。委員がおっしゃったとおりですが、その理由は、先ほど教育長から申し上げましたとおり、

職員給や退職手当の減、それから昨年夏に開催されました全国高校総体の奈良県開催分の減などによるものです。

ICT関係ですが、ICTは、耐用年数も短うございまして、常時継続した使用をできるように整備する必要がございますが、県の財政が非常に厳しい中、効果的、効率的な予算の執行に努めてまいりたいと思っております。

ICT整備の個別の質問につきましては、担当課長から答えさせていただきます。以上です。

○大西学校教育課長 県立学校でのICT機器の整備についてのご質問にお答えします。

奈良県の整備状況は全国に比べて低いということですが、県立高校の整備率につきましては、1台当たりの生徒数が5.5人に1台ということで、全国平均に比べまして、これは5.0人に対して1台ということになっておりまして、全国32位となっております。また、校務用コンピューターの整備率につきましては、50.6%ということで、全国平均は124.8%でして、ここ3年ほどで奈良県も1.5ポイントほど微増という形で整備は進めているものの、順位的には全国最下位ではございます。

これまで県立学校を対象に、県立学校教育の情報化推進事業を実施し、教育及びコンピューターや校内ネットワークの整備を行っておりまして、この5年間で1台当たりの生徒数6.1人に1台から5.5人という形で改善はしてきています。ICTの教育環境整備事業としましては、今後は国が示しております「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」に基づきまして、ICTを効果的に活用している生徒が主体的に学習できる環境を整備するということと、ご指摘ありました指導する教員の資質向上を図るために、教育用、校務用のコンピューターやネットワークの整備を行うことを考えております。

これまで、毎年10校程度の機器更新を行ってまいりましたが、次年度は22校程度という形で、入札時期や内容をそろえる工夫をいたしまして、機器単価や購入台数におけるメリットが出るように、さらなる整備の充実を図っていきたくと考えております。

ICTを活用した教育の推進には、機器整備のほかに教育の資質向上が重要であるということもご指摘ございましたが、国の事業等を活用しながら、担当指導主事による研修会等を実施しておりまして、教員の資質向上も同時に図っているところです。平成27年3月現在の調査では、教材研究にICTを活用できる教員の割合が前年度の75.9%から80.3%に上昇するなど、成果が少しずつ見え始めてきているところで、さらなる教員の資質向上を図るために、平成28年度予算におきましてはICT活用学びの推進プロジ

ェクト事業を計上しております。各校において教員研修を、ICT支援員を派遣することによって支援するほか、県立学校の教員20名程度をICT教員推進指導者として養成しまして、教員研修の講師として活用し、教育のICT活用能力の向上を目指すことを考えております。以上です。

○佐藤委員 きょうの奈良新聞にも出ていたのですけれども、一般会計予算として、過去10年で最大規模でふえてきているといった状況です。ほかの委員会で、担当者と話をさせていただいても、おおむねふえている傾向は出ています。その中で、整備にお金がかかると言われる教育費ですけれども、減額方向になっているのは、どうしてもひっかかると。明らかに現状に即していない教育環境がそこにあるということです。

例えば、先ほどのご答弁にもあったかと思うのですが、若干の微増だと。近隣他府県は、どんどん整備率を高めています。奈良県で、これぐらいやっておけばいいだろうという姿勢が、全国最下位をとったり、断トツでの最下位、もしくは小中高でパソコン教育をやっていかなければ、先々、社会に貢献できる人材を輩出するのも非常に難しいと言わざるを得ないのです。パソコンとかそういった部分を決して軽視しないように、本腰でやってただかかないと、平成24年度からのICT化、比率を見させていただいているのですが、本当に微増なのです。その間にどんどん抜かれているという現状を、いま一度考えていただきたいと考えております。

そして、評価すべきは、インターネットの接続率や各教室のLAN環境の整備が全国水準を超えている、ほぼ100%に近い状態にあります。そういうことであれば、あとは物を入れれば、そして一般職員が減数になっているのですか、そういったところでいったら、先生にPCのスキルを付加させて、そしてそれを持っている子どもたちに教えるのもありだとは思いますが、新しくそのスキルの高い方を募集して、その方に教育を実施していただくとか、さまざまな考え方ができるかと思えます。

当然、何かをやろうとすれば、先立つものが必要だと思いますので、そういったところに予算を組んでいただいて、ぜひとも出してきていただきたいと。そして、うんと下のほうに私は全部メーカーでつけているのですけれども、これが、がんと上のほうに上がってくるような、そして実際にこれからどんどん若い世代が社会に出ていく、そのときに小中高と奈良県で教育を受けて本当によかったと言ってもらえるような、そういう声が返ってくるように、教育委員会には頑張ってくださいと聞いております。

そして、一般質問でも取り上げさせていただこうと思うのですが、実際には知事にお聞

きしようと思っております。今回予算案をつくるときに、最初から絞って考えたのか、それとも、いろいろ出したけれども、調整の段階で大分削られてこの予算になったのか、教育長、お答えいただけませんか。

○吉田教育長 ICT関係に関しましては、設備を投資していくことも含めて大変大事だと思っておりますけれども、学校教育課長をしておりましたときに、学校単位で環境整備をしていたという実情があります。どんなソフトを入れたらいいかと、学校の要望を聞くと、さまざまな要望が学校から上がってくると。

普通科がコンピューターの授業を行われる中で、それぞれの学校の要望を聞くよりも、まとめていく必要があるのではないかと。今は例えば、アドビというソフト会社はかなり社会的にも有名だと思うのですが、従来ですと1本1本、学校の要望を聞いて入れていた。それを今回は包括的な契約をして、アドビのソフトを、かなりプロ仕様のソフトもそれぞれの学校が使えるようなことをしたと。ですから今、まずは内部で整理をしていこうということで、学校教育課長が申しあげましたように、10校単位で契約をするものを22校にまとめていくと。県立高校全体の中で、ハードもソフトもまとめ上げる努力をしているところであります、これをまずきちんとやって、中身を充実させていきたいという思いは常に持っております。以上です。

○佐藤委員 最後にお聞きしたのは、今回予算案を出していくのに、出している数字よりも多目の予算案を出されて、調整の結果、ここに落ちついたか否かということです。

○吉田教育長 ICTだけではなくて、全体的な予算ですか。全体的な予算になりますと、各課それぞれの担当でやりたいことはたくさんございますので、いろいろな形で提案もしながら、私自身の中で、それはもうあつということもやったりしております。多目に上げて削られることのないように、必要なものを要求をしていくという姿勢でやっておりますので、おおむね必要なものはいただいていると思いますので、ICTのおくれ、ハードのおくれというのは、先ほど申しあげましたように、まずは内部をきちんと整えてから、要求すべきだという私の判断がありますので、そういうことになっております。以上です。

○佐藤委員 ICT以外にも気がかりなのは、例えば県営プールであるとか、県立高校のプールの整備状況であるとか、プールはあるけれども水泳の授業がないとか、コーチがないから水泳部がないとか、プールをつくろうと思って場所を確保しているけれども、プールがつくられていないということもあるかと思えます。いろいろお話を聞いていると、プールはお金がかかると。プールをつくるのも、維持するのもお金がかかる。指導員の問

題もある。さまざまなことで、まず、そこのお金がかかる部分について削除している感がどうしてもあるのです。

私が登美ヶ丘高校に進学したときも、卒業生が初めて出るかどうかというタイミングでして、ここにプールができるという話を聞いていたのですけれども、いまだにできていないとか、整備ができていないと。改めて県議会議員になりまして、いろいろな県下の高校を見させていただいているのですが、プールが有効に使われていない。水泳の授業も、昔から水練という項目があったように、非常に重要な教育項目だと思いますし、奈良県には海がありません。泳ぎにふなれで、水に触れる機会も少ない中、あえて整備していく必要もあるのではないかと考えております。

教育に関しての予算全体案、日本全体で言えるのですけれども、諸国に比べて非常に教育費は安いと言われて、抑えられる、後回しにされやすいという状況にあるかと思えます。これからの教育は、将来のくさびだと思っていますので、教育費の拡充については全面的に参画して、内容によりますけれども、賛同していきたいと思っていますので、もう少しアグレッシブな予算を出してきていただいたらよろしいかと思えます。すごい予算案が出てきたら、これは何ですかという話にはなるかと思うのですけれども、今回はこういう形であるのであれば、残りの続きの話は、教育費についてどうお考えかという知事の質問に充てていきたいと思えます。教育委員会としてのお考えはよくわかりました。以上です。ありがとうございます。

○吉田教育長 補足説明させていただきますと、やはり今、耐震化のほうに集中的に、平成29年度までに、2年おくらせておりますので、それへの取り組みをまずは集中しているという実情もご理解いただきたいと思います。

○阪口委員長 ここで議事の進行についての提案ですが、宮本副委員長からは30分ほど質問があるとお聞きしております。ほかの方もあると思えますので、10分ほどここで休憩をとらせていただいて、再開ということによろしいでしょうか。

(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

10分休憩いたします。

14:52分 休憩

15:08分 再開

○阪口委員長 ただいまから委員会を再開いたします。

○岡委員 2～3点、お願いします。

先ほど「奈良県教育振興大綱（素案）の概要」について説明いただきました。これからもその成り行きをしっかりと注目していきたい、大変大事なことだと思います。一言ここで、要望としてお願いするとすれば、教育の一番の基本は人材だと思うのです。人をどう育てるか。要するに教師であるとか、教える立場の人のグレードアップを図ることが、優秀な人材を持続可能な形として持っていけるわけですので、そちらへの投資をしっかりとやってもらいたいと思います。

それに関連しまして、確認ですけれども、先ほど条例改正の中で職員の人数の変更もありました。これも定数条例に基づく修正と先ほどお聞きしまして、特に意図的にどこかを減らすということはないのだろう、自然に減らさざるを得なくなって多分減らしたのだろうとは思いますが、確認したいことは、講師という身分の方がいます。この方はこの人数の中に入っているのかどうか、先に教えてください。

○村田教職員課長補佐 定数の中に講師が入っているかというご質問ですけれども、これは定数ですので、定数内講師という形で計上しております。以上です。

○岡委員 わかりました。それに関連して、その比率は、全体で結構ですけれども、講師の方は全職員の中でどれぐらいの割合を占めているのですか。

○村田教職員課長補佐 まだ平成28年度の数字は出ておりませんが、平成27年4月の時点では約11.1%ということでカウントをしております。

○岡委員 私の記憶では、講師の比率が、奈良県の場合は過去高かったように思うのですが、これについての推移が今どうなっているのか、ここ最近の傾向を、確認できたら教えてほしいと思いますのと、この人材の話に関連するのですが、講師の方が全てどうこうではないのですが、当然、採用試験をパスしてもらわないと正規の採用ができないというルールもありますので、講師の方をすぐに正規の職員に変更することについては条件、ハードルもたくさんあることをよくわかった上で話ししているのですけれども、できる限り正規の職員に登用できる方、特に人材として非常に期待のできる方については、教育委員会としてもしっかりと目をつけていただいて、積極的に、それこそ早く正規の職員に育てると。というのは、講師の場合ですと、データは知りませんが、おやめになったり、よそへ行ったりという可能性も高くなるわけです。要するに一般の職員と待遇面で差がありますから。そういう意味でも優秀な人材はできるだけよそへ行かないようにするためにも、また本人のモチベーションを上げるためにも、そういう視点でしっかりとご指導なり、配慮をしてもらいたいと思います。

その辺の最近の傾向だけ教えてください。

○村田教職員課長補佐 講師率の推移ということで、平成22年から過去5年間ということで申し上げますけれども、平成22年11.9%、平成23年11.0%、平成24年10.8%、平成25年10.8%、平成26年10.4%、それから先ほども申し上げました、平成27年が11.1%ということで、約1割というところでの推移です。また、地方公務員法上、講師をしているからということで、採用について優位な地位を与えることはできないのですけれども、例えば平成28年の採用に向けましては、過去に教職経験が、これは講師も含みますけれども、3年以上ある方については、受験資格を44歳から50歳に引き上げる、それから試験の内容につきましても、教科の専門を1次試験のみで、あとは実技試験を2次のみで実施するというような、講師が受けやすい対応をしてきているところです。以上です。

○岡委員 そういう努力をしていただいていることについては感謝したいと思います。よく現場で聞くのですけれども、非常に熱心なすごくいい先生ですねと聞いたら、講師というケースが結構多いのです。その人は一生懸命やっている、これはすばらしいことで、プライドを持ってやっているけれども、一般の職員と比べて、身分的な差もありますので、今後とも課題として見ていきたいと思っております。

それともう1点、教師の配置の問題で、もう10年、ずっと言ってきました。一学校に長期勤務している先生の率です。10年問題と言っていたのですが、最近はどんな状況ですか。

○村田教職員課長補佐 平成11年当初、小学校、中学校全体では10年以上勤務している教員が15.1%という割合でしたけれども、平成27年4月では3.4%ということで減ってきております。それにつきましては、異動方針の中で、10年以上の長期勤務については解消しますという方針を打ち出させていただいたり、また、平成27年4月の新規採用ですが、3年以上のものについては基本的に異動対象としますという方針をとる中で解消をしてきているところです。

○岡委員 大変ご努力いただいてよかったと思いますが、一方、その反動として、中学校でクラブ活動の顧問で、非常に熱心で、クラブを盛り上げている先生もいらっしゃるわけです。その人を転勤させたら困るといって、校長先生以下、父兄から大変強い要望があったりという学校もございます。こういう点については柔軟に多少の配慮をしないといけません。だから、この3%というのはそういう範囲かと思っておりますので、その辺は実

態に応じた運営はあっていいと思います。ただ、以前の10何%というのは、非常に高かったということで、改善されたことについては、評価をしていきたいと思います。

それからもう一つ、夜間中学のことで、参考までにお聞きしたい。例えば事情があって、中学校の卒業証書まではもらったのだけれども、実際は中学校を途中でこもって、全然行っていないと。中学校中退というのは基本的に今はないのです。何とかして中学校卒業まで皆行くのです。でも、本人が後から、もう一回中学校の勉強をしたいと思った場合、中学校の勉強を学べる場所は夜間中学かと思うのですが、その辺の活用や実際利用できるのかどうか、その辺の見通しや現状、そういう方が出てきた場合の対応はどのようなのでしょうか。

○大西学校教育課長 中学校の夜間学級についてのご質問だと思います。平成27年7月30日に文部科学省から、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」という通知が出されまして、中学校を卒業した者であっても、改めて中学校で学び直すことを希望する場合、一定の要件のもと、夜間中学での受け入れを可能とすることが適当であるという見解が示されております。

中学校の夜間学級は、現在、全国では8都道県に31校ございまして、県内には既に3つの公立中学校が設置されておまして、生徒の実態に応じて、学校教育法に定める中学校の目標に準じた教育が行われているところです。県教育委員会では、このような中学校夜間学級の現状を踏まえて、今後の夜間学級のあり方について、設置者間で、これは中学校ですので市町村が設置ということになっておりますので、そういう協議をする場を現在設けております。今後、義務教育を受ける機会を保障するという夜間学級の意義を踏まえまして、学校教育課のウェブページに、県内公立中学校の夜間学級についての情報掲載もしておりますけれども、考えてまいりたいと思っております。ただ、夜間中学校の中身、どのような方が来られるか、今、非常に広い範囲の方々来られておりますので、現状を見ながら検討をしてみたいと思います。

○岡委員 大体今の説明でわかったのですがけれども、例えば本県の中で該当者は今把握されているのかしていないのか、その辺はどうですか。

○大西学校教育課長 中学校を卒業された方で、もう一度ということをお申し出られるかについて、現在、県教育委員会に情報は入ってきておりません。ひょっとしたら、それぞれの市町村でご相談をされているかもしれませんが、今のところは特にはございません。

○岡委員 平成27年7月に文部科学省がそういう通知を出したということは、国民の要

望があるということですので、本県においても、その対応が出てきた場合には、速やかに受け入れができるように、しっかりと研究しておいていただきたいし、また応援をしてもらいたいと思います。

それから最後に、以前本会議場で、特別支援学校、特に大淀養護学校や明日香養護学校の施設について質問しました。今回、空調関係の予算を組んでいただいているのですけれども、本県における特別支援学校の空調関係は、全ての学校において、これで解決するかどうか確認させてください。

○大西学校教育課長 特別支援学校の空調設備についてですが、平成27年度までに、児童生徒が使用する教室の空調設備の設置率100%に達していない盲学校、聾学校、高等養護学校、大淀養護学校につきましては、一般会計2月補正で予算要求を行っておりまして、平成28年度中に空調設備を設置しまして、児童生徒の使用する教室につきましては、特別支援学校の空調設備設置率を100%にする予定です。

○岡委員 安心いたしました。特に温度管理が大変難しい生徒も大勢いらっしゃいますので、ぜひこれからも目を配っていただきたいと思います。以上、終わります。

○田中委員 まず、前にも申し上げているのですけれども、教職員会議、学校の会議は、内部だけではなくて公開したらどうかと、情報開示をできるようにして、そこで傍聴できるようにしたらどうかというご意見を申し上げております。

その申し上げたことには変わりないのですが、先ほどから藤野委員のいじめの問題、生徒間同士、子ども同士のいじめの問題もありますが、逆に学校が荒れて、先生がいじめられているという姿の学級も、ある一定の特定のところがずっと続けてそういう状況だということではなしに、時には学校が変わり、時には学年が変わりという形で、時々といいますか、絶えずといいますか、県内には起こっているように思います。そういう場合でも、学校の中だけで解決しようという形にしますと、先ほどご報告のありました転落事象についてという報告になってしまうと思うのです。学校の中で何が相談されて、誰がではなしに、どんなことで、どういう心境になって、こういう結果が出たのだということを対象にして物事を解決していくためには、客観的に何が相談されて、どういう対応がとられているのかということ把握してくれる方々が必要だと思います。

学校評議員や、学校を取り巻くさまざまな支援の方々がおられますが、その方々が先生方の下請の状況ではなしに、客観的に見て、学校のあり方についても考え方を述べたりすることも可能だと思いますので、教職員会議も積極的な姿勢で開示をされる、傍聴ができ

るという方向性を模索していただきたい。現段階では、そんなことを言って現場で理解してもらえるのだろうかという不安もあるかも知れませんが、積極的に取り上げていただきたいと思います。お聞きしましたら、既にそれに近いことをなさっておられる地方自治体もおありのようですので、全く何もないところでそれを始めたほうがいいということをお願いしているつもりではありません。もし何らかのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど佐藤委員がお話しになりましたICTについてですけれども、これは指標が示された段階で、控室で話もさせていただきましたけれども、先ほどもご説明がありました。ICTを活用できる先生が75%から80%になったという話がありましたけれども、これは、会社に勤めている方はパソコンを使えないと、会社の勤務ができないという現実です。それで、高校生を育てて社会へ送り出していこうとする先生がパソコンを使えないということは、何と云ったらいいのか、学校の先生が、パソコンお手上げですということをお願いしたら、子どもはパソコンを使いこなすところまで行かない、目に見えていることだと思いますので、これはぜひ100%に向かって努力していただきたい。先生方の教育を、全員が一太郎、ワードやエクセル、そういうものはきちんと使いこなせるところまで能力をアップしていただかないと中等教育にはならないと思いますので、100%になるよう取り組んでいただきたいということに対して意気込みみたいなものがあればお聞かせいただきたいと思います。以上2つ。

○吉田教育長 職員会議に評議員など外部の方を入れることによって、情報公開も含めて、隠蔽、閉鎖的な体質から開放的な体質に変わっていくということは当然のことですので、県立学校の校長会長とも話をしながら、全てオープンにということではできなくても、関係者を職員会議に入れていくようなことを県立学校の中で模索をしているところです。片やコミュニティ・スクールという学校運営協議会という組織をつくって、これは完全に学校運営にかかわって、外部の人が一緒に入って、職員会議以上の協議会を持ってやるという制度も、例えば今、葛城市でしたら、全ての小学校でコミュニティ・スクールというものにして、委員がおっしゃるような職員会議とも違った一歩進んだ形の学校運営もされております。平成28年8月に学校コミュニティ・スクールの全国大会を奈良県で開催することにしておりますので、そういった方向性は今後も進めていきたいと思っているところです。

それから、教員のICT活用能力を高める、100%を目指す、これは当然のことだと

思っておりますので、しっかり目指して頑張っていきたいと思っております。

○田中委員 佐藤委員がおっしゃっていたのは、使用率、教育の時間の中で、どれだけコンピューターを使って授業が行われているかという部分で、かなり程度が低いということだったと思います。ですから、100%目指して、教員の資質を高めていただいて、そして、より具体的にそのプログラムの中で指示を出していただきたいと思っておりますので、まず答えをいただけるならありがたい。

それからもう一つ、一般質問の中で、発達障害児の療育問題をまた取り上げていきたいと思っております。特に小学校はかなり一生懸命取り組んでいただいていますし、充実しているように思えるのですが、就学前の療育問題について、ぜひ充実するようにお取り組みいただきたいということを、先に要望として申し上げておきます。質問はまた一般質問の中で申し上げます。以上です。

○吉田教育長 教員の指導力を高める努力はしてまいりたいと思っておりますけれども、授業の中で、実際にどのように活用されるかという点、これはまた市町村のハード整備に環境の違いがあると。初任者と懇談する機会を持っているのですが、市町村によって、20年前のハード整備のままであるということを新規採用職員が言ったりすることもありますので、ハードの整備をしっかりと市町村のほうで、逆にへき地は結構、へき地教育のほうで充実はしておりますので、ハード整備を市町村にずっと伝えていくことも大事かと思っております。

○田中委員 へき地教育のことをおっしゃったので、あわせて、決してへき地教育が劣っているということではないと認識しているということだけ申し上げて、質問を終わります。

○宮本副委員長 6点聞きたいと思っております。

まず1点は、今般出ております奈良県犯罪被害者等支援条例について1点だけお聞きしたいのですが、条例案の第10条、財政上の措置ということで書かれております。「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の148ページ、犯罪被害者支援対策事業で、前年度110万円に対しまして、今回は310万円ということで、パンフレット、ポスターの作成、あるいは臨床心理士の相談対応、主に犯罪被害者支援センターが実施する事業を補助するということでした。

数年前に平群町で、社会教育の講演会で話をお伺いしてから非常に興味を持って見ておりまして、今回条例化ということで非常に喜んでいるのですが、今後多く啓発をしていくということと、この事業にかかわっていただく人をふやすことが大事だと思っておりますので、

その点で具体的にどういった取り組みをなされるのか、継続性を持たせるということで、
どうしているかをお聞きしたいと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○久森人権施策課長 犯罪被害者支援条例につきましてのお尋ねでございます。

委員がお述べのように、今回の奈良県犯罪被害者支援条例を制定するに当たり、犯罪被害者の方々のいろいろな状況につきまして、県民の方々にそういった状況をよく知っていただく、そして理解していただくということが一つの大きな狙いでもございまして、そういう意味では、これまでからも県民の方々に啓発をしてみましたが、今後、条例制定を機に、さらに啓発に努めたいと思います。例えば11月には犯罪被害者週間がございまして、これまでから県民の集いを毎年やってみましたが、こちらのほうもさらに充実をしながら、啓発もしてみたいと思います。その際に、こういったポスター、あるいはパンフレット等をつくりまして、啓発に努めてみたいと思います。

また、犯罪被害者の方々が、この条例の制定を機に、県がそういった姿勢を明確にすることによりまして、これまで相談されていない方々につきましても、相談をされる方がふえてくると思います。そういった方々に対して支援される、支援員の方と呼んでいるのですが、ボランティアの方でして、例えば主婦の方、あるいはリタイアされた方が主になっておられるのですが、そういった方々を養成する講座を、奈良犯罪被害者支援センターなどで開催しております。県としましてはその講座開催の補助をさせていただいて、支援員の養成に貢献させていただきたい、そういった形で、支援員の方々の養成も非常に大事だということで取り組んでみたいと考えております。以上です。

○宮本副委員長 地元の平群町でも、11月17日に、連続して子どもが犠牲になる事故や事件が続いたということで、この日を町民の集会の日として定着させたことで、相当町民の中で11月17日は命の重みを考える日だと定着をしたことがありますので、ぜひこれが実ることを願っております。

次に、2点目、御所市の産業廃棄物処分場における2年連続の火災について廃棄物対策課にお聞きしたいのですが、1月23日の未明に、御所市の産廃処分場で大規模な火災が発生しました。4日間燃え続けて、私たちも2月16日に現地を調査しましたが、消防出動車両が延べ100台と、それから消防署員の出動は延べ308名、2月16日時点でお聞きしまして、三重県の防災ヘリが出動して、550リットルの水を15回にわたって放水するということがあって、テレビや新聞でも衝撃的に報道されました。

2月16日の時点ですから、私どもが行ったのは、火災から3週間以上たっていたわけ

ですが、それでも現場に到着しますと、鼻をつくような化学刺激臭が立ち込めていまして、ところどころで水蒸気が上がっており、重機で作業が行われていると。廃棄物もうずたかく積まれておりまして、圧迫感を感じました。消防署で話を伺いますと、この消火活動が大変困難をきわめて、相当な苦勞があったということで、例えば廃プラスチックから出る有毒ガスがあったり、放水しますと次々と崩れていきますから、足場が危険だということです。また、水をかけると固まってしまうという特性を持った廃棄物ですので、幾ら放水しても火元に水が浸透しないということで、4日間燃え続け、けが人を出さずに鎮火できたのは、本当に日ごろの署員の皆さんの鍛錬のたまものだと思います。

そこでお聞きしたいのが、この火災が発生した原因に、どのようにアプローチしようとしているのか、また、同施設では、2014年12月18日にも、同様の火災が発生しているのです。そのときは、火災発生から19日後に埋め立てが再開されているわけですが、1年1カ月たたないうちにまた今回の火災が起こっているということですので、ここは慎重に対応される必要があると思うのですが、その点どう考えているのかお聞きしたいと思います。

○西井廃棄物対策課長 御所市小林にございます産業廃棄物処分場の火災におけます県の対応等についてお答えします。

平成26年12月、平成28年1月と約1年の間に、同じ産業廃棄物処分場で火災が発生したことはまことに遺憾なことであり、県としては火災発生の当日から毎日現場に出向き、業者に対して当面の処置を指導するとともに、その後の経過の中で、業者から事情を聴取してきているところです。

県といたしましては、およそ1年の間に2回の火災が発生したことを重く受けとめており、業者に対して現地調査等の必要な調査を行うことにより原因を究明し報告するよう求めているところであり、これらの状況等を踏まえ、検証してまいる所存です。

火災の発生は、直ちに廃棄物処理法違反とはならないものの、法の維持管理基準では、火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこととされていることから、県としては業者に対して厳しく指導しているところです。業者からは、県の指導に従うとともに、みずから専門家の意見を取り入れて、改善策を検討、実施する旨を確認しております。

まず、1年前の平成26年の火災発生に際しては、鎮火し、現場が安定するまでの間、平成26年12月18日から平成27年1月5日までの19日間、業者に対して搬入を自

粛させるとともに、燃え殻の適正処理や覆土量の増、毎月の水質検査の結果を6カ月間、県に報告することなどを内容とする改善計画書を提出させるなどの措置を講じさせてきており、県はその実施をその都度、確認してきました。

今回の平成28年1月の火災に際しては、出火当日の平成28年1月23日午前10時ごろに、当廃棄物対策課職員が現場に出向き、業者に対し、まず事態を鎮静化させること、安全が確認できるまで廃棄物の搬入を自粛すること、毎日現場の状況を県に報告するとともに、状況に変化があった際には即時報告することを当面の措置として文書により行政指導を行ったところです。

なお、その後の状況については、廃棄物対策課または景観・環境総合センターの職員が毎日継続して現場監視を行い、現状の確認を続けております。

県は今後、現地の状況や、業者から提出される改善計画書が妥当であるかどうかについて、専門家にも意見を求めた上で判断し、その内容が不十分と判断した場合には、さらなる改善を求めることとしております。以上です。

○宮本副委員長 現場を見て非常に驚いたのですが、誰でも入れるようなすき間がいっぱいありまして、これは放火をしようと思ったらいつでもできるのではないかという印象を最初に受けました。

そこで、総務省消防庁が定めています廃棄物処理施設の火災対策検討報告書を拝見しますと、屋外型処理施設の場合に、火災危険性が高い物品の分別や選別、出火防止対策はもちろんのこと、防火対策も万全を期するように指導する内容として定められています。そういうものに照らして、今回の現場が果たして妥当な対応をしていたのかと。1年前に火災を起こしておきながら、そういった対策がとられていなかったのではないかという疑問を持ったわけですが、その1年前の火災から後、どういう指導をされたのかということも再度振り返っていただきたいと思うのです。

現場を見に行きましたら、幾らでも人が出入りできるのではないかという状況もありました。放火対策や出火防止対策はきちんとなされていたのかという点はどうか。

○西井廃棄物対策課長 消防庁の関係性は答えられないのですけれども、ただ、先ほど申しましたように、法の維持管理基準はございますので、その中に、火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくことという規定がございます。これに基づいて、実は1年前の平成26年12月以前について、ずっと監視を続けておりますので、その際は、処分場の東側に現場事務所がございます。その現場

事務所に消火器があるというのは確認しております。それから、平成26年12月の出火以降ですけれども、さらに散水車を1台常備させているということで、防火設備の充実を業者としては実施しておりました。以上です。

○樹田景観・環境局次長 少しだけ補足しておきます。

消防庁の通達は、もちろん詳しく読みますけれども、産業廃棄物処理施設の場合は、中間の処理施設、あるいは最終の埋め立てる処分施設という類型がございます。今回火災が起きたのは最終の埋め立て処分場です。最終の埋め立て処分場というのは、安定型、管理型とありますが、マニフェストによって持ち込まれた荷物がそのまま埋め立て処分されるものでありまして、通常、展開検査ということをやられますけれども、分別という行為は伴っておりません。それが1点です。

それと、囲いの話があると思いますが、今回、業者に厳しく指導しようと思っております。1点、火災防止のための囲いという考え方もあるでしょうけれども、最終処分場の場合、あるいは産業廃棄物の中間処理施設の場合は、外のものの安全を確保する目的のためにも囲いをしなくてはいけないということがあります。そういう規定がありますので、それはまさに維持管理基準、施設基準の中にありますので、そういった観点で指導していきたいと思っております。

○宮本副委員長 今回現地に行っているいろいろお聞きしますと、火災発生前からも、刺激臭や、景観や汚水に対する苦情が寄せられているということもお聞きしておりますので、先ほど景観・環境局次長がおっしゃっていたような囲いに対する指導は、ぜひとも徹底していただきたいと思っております。

次に、スポーツ振興課長にお聞きしたいのですが、アイススケートの問題についてです。アイススケートは、この時期、国民にも広く人気のあるスポーツでありまして、NHKの調査によりますと、野球やサッカーと並んで、テレビでよく視聴されるスポーツの上位にランキングされています。特にフィギュアスケート選手がオリンピックで活躍するということから、子どもたちにも人気のあるスポーツの一つだと思います。ただ、残念なことに、本県では、通年営業していたスポーツセンター、ライオンスケートリンクが橿原市にございましたが、1998年3月に閉鎖されました。これに続いて、冬のみ営業していたあやめ池遊園地が2004年、奈良ドリームランドが2006年と、次々とスケートリンクが閉鎖されまして、以来、県内にアイススケートができる場所がなくなっております。

現在、奈良県民のスケーターたちはどこに行っているかといいますと、多くは、大阪府

柏原市にありますアクアピア・アイスアリーナに行って利用されていまして、同アリーナの関係者に聞きますと、この施設が奈良県民に送付している案内はがき、入場割引チケットつきのはがきが8,000枚に達している。これは利用者の約2分の1に当たるといふことで、アイスアリーナの様子を、おとといの日曜日、見に行かせてもらいましたが、とまっている車の大体3分の1は奈良ナンバーの車でした。だから、利用者の2分の1は奈良県民というのはそうなんだろうと思いました。

ところが、このスケートリンクも、経営方針変更で、今月末で閉館ということになっていまして、奈良県在住の子どもたちやスケート愛好家の受け入れ場所が求められているということです。本県のスポーツ推進計画でも、誰もがいつでも楽しめるスポーツ、スポーツ環境の整備、地域で楽しむスポーツの推進、そして、憧れ、感動を生むスポーツの推進と4つの基本戦略が掲げられていますので、広く県民が利用できるアイススケートリンクをどこかに設置していくことが、本県のスポーツ推進計画の精神にも合致するように思います。

折しも、2020年には東京オリンピックが開催されますが、2018年の冬季オリンピックは韓国の平昌で行われる、2022年の冬季オリンピックは中国の北京ということで、アジアで開催されることから、アイススケートの人気も高まるのではないかと思いますので、本県において、スケートリンクを設置する見通しについてどのように考えておられるのか、スポーツ振興課長の考えを聞いておきたいと思います。

○村上スポーツ振興課長 現在、県内にいろいろな競技団体がございまして、いろいろな県内施設、県外の施設も含めて、それを調整しながら、必要な大会や練習に取り組まれている状況にございます。副委員長のご指摘のように、特に本県に施設がないようなマリンスポーツ、スケート、スキー、こういったものについては県外での練習が余儀なくされている状況にあるということは認識いたしております。

特にスケートにつきましては、10年前に県内のリンクがなくなって、隣接地の大阪府柏原市にございますアクアピア・アイスアリーナが、この2月末で閉館されるということも聞き及んでおります。ほかに、近くにどこがあるかといいますと、大阪市内ですけれども、浪速スポーツセンターや大阪プール、それと門真市にありますなみはやドーム、こういったところが近くにはあるのですが、奈良県との県境というわけにはいかないの、ご不便な思いをおかけすることになるということは認識しているところです。

本県ではスケートリンクだけではなく、ほかのスポーツ施設も含めて、かなり老朽化し

ているものもございます。新たな施設の整備ということになりますと、県全体のスポーツ施設の配置なり、今後の整備計画を総合的に勘案して、中長期的な視点から、これから検討していきたいと考えているところです。

○宮本副委員長 奈良県スケート連盟の皆さんが、いろいろ熱心に調べておられまして、近畿圏内のスケートリンクの配置地図をいただきました。これを見ますと、大阪府の東部から京都府の南部がぼっかりとあいているのです。大阪府の西部や、兵庫県の東部まで行くと幾つかあるということですから、逆に言いますと、奈良県にスケートリンクをつくれれば、大阪府あるいは京都府からも利用が見込めると思います。

ファシリティーマネジメントで、県立高校を統廃合した後の校舎の跡地の利用状況を聞きますと、例えば志貴高校の跡地にフットサルの施設をつくって奈良県サッカー協会に定期借地権で土地を貸して、建物を建てていただいで利用されているということもありますので、そういうこともぜひ視野に置いて検討をしていただきたいと思うのですが、この問題について、くらし創造部長の所感を聞いておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 先ほどスポーツ振興課長が申し上げたとおり、県内のスポーツ環境にはいろいろな課題もございます。そういったものも重点的に考えていく必要があると思っておりますし、宮本副委員長がおっしゃった一つの例を挙げて、例えばサッカーのフットサルは、もともとその団体で取り組もうという考え方で、団体自身もその財源を確保しながら運営をしていくということで、今、県のいろいろな高校跡地とかを活用しながらやっておられると。

それぞれアイススケートを行っておられる団体が、それだけの財力なり財源を持って確保できるのかというような問題も、いろいろな問題が多分この解決にはかかわっていくかと思っております。そういった意味では、県としても、例えば他府県におけるアイスアリーナの状況がどういう形で動いているのか、そういったものもしっかりと情報収集もして行って、幅広い視点から考えていく必要があると認識しておるところです。以上です。

○宮本副委員長 全国各地には、アイススケートリンクを設置する会社が幾つかありまして、公設民営、あるいは民設民営という形でうまく経営されているところもあると聞いています。また、スケート連盟の中で、奈良県在住の方々が非常に熱心に、スケート教室にボランティアで携わっておられますけれども、スケートに興味を持ってもらえる子どもたちをふやそうと、子ども向けの教室を展開しようという相談もされているということですので、ぜひ県でそういう取り組みを支援していただいで、奈良県の子どもたちがアイススケ

一トに興味を持った場合に、きちんと練習もできて、才能も伸ばせるような環境を整えて
いただきたいということを申し上げて、次に行きたいと思います。

同じようにスポーツの話になるのですが、県内の公立高校のプールの話が先ほどありま
した。障害者水泳の国際大会で大活躍をされている高校生が、水泳部で頑張っているのだ
けれども、学校のプールが故障中で使えないという声を聞きました。その選手は、昨年6
月に開催された競泳の県高校選手権、女子800メートル自由形にも出場した高田高校の
生徒です。私も中学、高校と水泳部でしたので、関心を持って見ましたが、生まれつき両
足の膝から下がらないという障害がありながら、上半身をフルに使った力強い泳ぎで健常者
と渡り合っって県大会に出場したという記事を見まして、非常にすばらしい選手だと思いま
した。

2013年のアジアユースパラ競技大会、障害者のアジアの大会で金メダルを3個とっ
たと。2014年の韓国で行われたアジア大会で銅メダル2個ということで2016年
4月からは大学に進学されて、9月のリオデジャネイロのパラリンピックへの出場を目指
すということですが、プールが使えないと聞いて非常に残念だと思って、学校を訪れて伺
いました。そうしたら、同校には水泳部があつて、約30人の部員がいらっしゃると。け
れども、プールが使えないために、近くの公立中学校のプールを借りて、それも、中学校
のプールは授業をしないときには水を抜きますので、夏、盆までの間にある学校を借りる
と。盆以降は秋まで、また違う学校を借りるというふうに苦労して練習を確保してきたそ
うですが、そういう実態を聞いて、今、奈良県内の公立高校のプールの状況はどうかと関
心を持ちました。お聞きしますと、県立高校33校のうち、プールのある学校は18校。
先ほど佐藤委員がおっしゃったプールのない学校が15校です。プールのある18校のう
ち5校は使えない状況になっていて、高田高校もその1つだということで、高田高校は教
員を目指すコースも設置されていますから、教員採用試験にはプールが必須です。そうい
う点では、何としてもプールを使えるようにと願うばかりですが、どういった見通しを持
ってプールの問題に取り組んでいかれるのかということについて、保健体育課長の考えを
お聞きしたいと思います。

○沼田保健体育課長 水泳につきましては、学習指導要領の科目、体育の中の一領域とし
て位置づけられているものです。また、学校教育活動の一環として実施される運動部活動
の種目としても大切な活動として認識しているところです。

県立高校のプールは、委員のお述べのとおり老朽化が進み、一部の学校では使用できな

い状況であります。現在、県立高校では校舎等の耐震化を計画的に進めていることから、耐震化が完了次第、老朽化や故障等によって使用できないプールの改修を、学校ごとに、その必要性に合わせて検討をしてまいりたいと考えております。

○宮本副委員長 現在13校しかないということで、聞きますと、ろ過施設というのは、20年、30年でどうしても寿命が来るということで、もう寿命を迎えようとしているところもあると思いますので、積極的に取り組んでいただくようお願いしておきたいと思っております。

次に、学校教育課に2問だけお聞きしたいのですが、1つは、先日前お伺いした話で、陸上自衛隊高等工科学校生徒募集というチラシを子どもが学校から持ち帰ったと、中学校に通う生徒の保護者から情報をいただきました。

このチラシを見ますと、高等工科学校とは、充実した教育内容、生徒の待遇、手当が月9万6,000円もらえます、高校卒業資格が得られますと書いてあるわけですがけれども、この学校がどういう学校なのかということをはっきりと明かにしていただきたいと思っております。また、この学校に入ったら自衛官ということになるのか、それとも違う身分になるのか、まず明かにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大西学校教育課長 陸上自衛隊の高等工科学校はどのような学校かということですが、学校教育法に定められた学校ではございませんで、高等工科学校の教育課程を修了するだけでは、高等学校の卒業資格は基本的には与えられないものです。ただ、高等工科学校へ入学する生徒は、全員が同時に神奈川県立横浜修悠館高等学校という通信制の学校に入学することになっておりまして、修了時には高等学校の卒業資格も取得できるとして聞いております。

それから、高等工科学校に入学した生徒、中学校を卒業して入られた生徒ですが、身分は防衛省職員で、特別職国家公務員という扱いとなるということでして、自衛官ではないと聞いております。

○宮本副委員長 学校ではないということ、そして、自衛官ではなくて防衛省職員だということが明らかにされました。ただ、このチラシは、生徒募集と書いてありますから、誤解を招きやすいと思えますし、小さい字で、通信制高校に入学しますと書いていますから、よく読めばわかるのですけれども、高校卒業資格が得られると書いてあるので、高校かと誤解を招くと思うのです。そこでなぜ、自衛官ではないのかということですが、国際的な取り決めの中で2000年5月に国連総会で採択された「武力紛争における児童の関与に

関する児童の権利に関する条約の選択議定書」というもので、18歳未満の少年に対して敵対行為にかかわらせてはならないということで、非自衛官化されたと聞いているのです。ですから、そういったことも踏まえた対応が必要だとまず1点、思いました。

もう1点は、この陸上自衛隊高等工科学校が、どういうカリキュラムをやっているのかを見ますと、実際には普通高校と同様の一般教育もやります。それから自衛隊の専門技術を学ぶ専門教育と、それから陸曹候補です、自衛隊幹部候補としての防衛基礎学という3つの領域で学ぶと。2年生になると銃が貸与されて、射撃訓練が54時間あるのです。戦闘訓練20時間。3年生になると、東富士演習場で総合訓練すると。この銃を貸与して射撃訓練をしたり、戦闘訓練をすることが、18歳未満の少年に銃を使わせるということになるので、国連が定めた議定書に反するのではないかという意見もあるのです。そういう点でいいますと、集団的自衛権行使を定めた平和安全法制が強行されたという中で、保護者の中で非常に心配する声もあります。

そういう点で、このチラシを学校の教室で配るということになりますと、積極的に教育委員会が推進しているかのような受けとめも出てしまうのではないかと思うのですが、どう考えるかお聞きしたいと思います。

○大西学校教育課長 募集のチラシ、案内についてですが、県内中学校への募集の案内につきましては、自衛隊奈良地方協力本部から市町村教育委員会や、あるいは直接各中学校に出向いて募集要項を配布されて、進路の資料として置いていると聞いておりました、各中学校では進路の資料として、公立や私立の高等学校のほか、いわゆる専修学校、各種学校の募集要項も配置しておりました、これらと同様に、多様な生徒の進路選択のための資料の1つとして、高等工科学校の募集要項が配置されていると認識しております。そのような形で現在配布されていると考えております。

○宮本副委員長 県教育委員会として、どの市町村で、どの市町村教育委員会が把握をして配布を確認しているということはつかんでいるのですか。

○大西学校教育課長 全ての市町村の教育委員会を通してということではありませんで、幾つかの市町村では、挨拶された後、配布されていると聞いております。現在知っているのは6つの市町村教育委員会で、そういうご挨拶があったと聞いております。

○宮本副委員長 その市町村名は明らかにできませんか。

○大西学校教育課長 明らかにするという形が、県教育委員会からするのが適切かどうかというのは気にはなりますけれども、もし必要であれば、ご挨拶があったというのは、自

衛隊の地方本部から確認ができるかと思っております。

○宮本副委員長 今この場では明らかにできないですか。

○大西学校教育課長 こちらで確認をさせていただいたのが、こう明らかにするということで許可をとっているものではございませんので、控えさせていただけたらと思います。

○宮本副委員長 保護者の立場からすると気になるところです。折しも今、教育費が非常に高いと、大学の学費も高い、高校の授業料も、経済的な負担になると。子どもの貧困が社会問題になる中で、子どもが自分から新聞奨学生をやると言ってくると。私もそういう立場で、親がリストラをされたタイミングだったものですから、みずから産経新聞の奨学会に申し込んで新聞配達を5年間やった経験がありますから、非常によくわかるのです。こういうチラシが置いてあると、ここに入ったら学費の負担を親にかけずに済むということで、自分からここに行くということになっていくと。これが経済的徴兵制というものになるのではないかという心配の声が今非常に広がっているわけです。この情勢、この時期ですから、どういったところで配られているのか、こういうものを本当に配っているのかと、教育委員会が黙認しているのかという声が当然上がってくるわけですので、そのことについてどう思うか、教育長の考えを最後に聞いておきたいと思えます。

○吉田教育長 今初めてお聞きして経済的な徴兵制につながるという、これもちょっと余りにも飛び過ぎているのではないかという思いも持ちますし、ただ、一部の市町村にどういう形で配布をされているのか、教室で配られているのか、進路の資料として置かれているのか。現場の教員が進路の資料として置いていることに対してどういう認識を持って、説明をきちんと果たせるようになっているのかということも含めて、少し調べさせていただきたいと思っております。

○宮本副委員長 そこはぜひつかんでいただきたいと思うのですが、本当にルールがひかれてしまうわけです。ここに入ると、2年生になって銃を渡されて銃撃訓練をして実践訓練をして、優秀な子は防衛大学に行くと。そうでなかった場合は、実践舞台の幹部としてルールが引かれていくわけです。ですから、その先には、自衛隊の幹部になるのか、現場のエリートになるのかというルールがひかれるようなところに、たまたま経済的な環境が厳しい家に育ったばかりに、みずからの思いで、このチラシを持って帰ってということになってしまう。

また、学校の先生が気をきかせて、何々君のところは高校進路に苦しんでいると。先生が気をきかせて、こういうものがあるといって経済的に厳しいご家庭の子どもに渡すよう

なことがあったとしたら、これほど悲しいことはないと思います。こういうことはあつてはならないと強く思いました。私も、当時は産経新聞の奨学制度のチラシが、たまたま高校の進路相談のところに置いてあったから、それで行きましたけれども、このチラシが置いてあったら、ここに飛びついたかもしれないわけです。そうなったら、今、よもや日本共産党の議員なんてことにはなっていないと思うのです。そういうことも思いました。

最後に1点、学校教育課長に聞いておきたいのが、特別支援学校の過密解消の問題です。

これは、新年度予算でも今、岡委員も紹介されましたように、空調設備の整備とあわせて、過密解消ということで、幾つか上げていただいております。本当に今、特別支援学校の児童生徒がふえていまして、私の地域は西和養護学校ですが、250人を超えております。教員は100人を超えていますから、学校の中で児童生徒、そして教師、全部合わせると400名近い人が学校生活を送るという状況です。

この過密解消の取り組みが、今後どうなっていくのかということ。一部いろいろ聞いてますと、小・中学校の特別支援学級に行ってもらおうというような、いわゆる就学相談を強めていこうという流れもあるのですが、それで果たして本当にいいのかと思ったりもするので、この過密解消の取り組みをどう考えているのかということをお聞きしたい。それから、今回スクールバスの予算がついております。奈良東養護学校と二階堂養護学校のスクールバスの更新と。通学時間が長いという問題もよく聞いてまして、平群町では西和養護学校のバスですが、早い児童生徒ですと、午前7時40分ごろにバスに乗るわけです。学校に着くのは午前9時ごろになる。渋滞していたら午前9時を回ってしまうこともあると聞いてます。そうなりますと、90分ぐらいバスに乗っているわけです。

そこで、通学バスに乗っている時間が90分以上になっている児童生徒が何人ぐらいいるのか、また、60分以上という場合は何人なのかと。これについて、早急に解消する必要があると思いますので、バスの実態を明らかにしていただきたいと思います。

○大西学校教育課長 まず、特別支援学校の過密解消に向けた取り組みについてです。

知的障害教育校は5校、来年度の児童生徒数は、平成28年2月1日現在で、平成27年度に比べまして、奈良東養護学校、奈良西養護学校、二階堂養護学校は微減、または横ばいとなっております。西和養護学校は13人、大淀養護学校は24人の増加が見込まれるという状況となっております。

西和養護学校につきましては、校内で使用教室の調整等により対応を行う予定ですし、大淀養護学校につきましては、今年度内に教室改修やスクールバスの大型化、備品の整備

等を行うことで対応を考えております。

過密解消に向けましては、平成30年3月までに、奈良東養護学校は、病弱教育部門の明日香養護学校への移管と、知的障害部門高等養護部の高等養護学校との一本化を実施いたします。それによって生じる奈良東養護学校の空き校舎の有効活用を今後考え、特別支援学校の児童生徒の増加への対応を検討してまいりたいと考えております。

また、インクルーシブ教育の推進を基盤とするということで、適正就学について市町村教育委員会に対しましても周知を図りまして、地域でともに学ぶ仕組みづくりのため、教員への研修等を通して、地域の小・中学校の特別支援教育体制の強化、充実についても取り組んでまいりたいと考えております。

それから、スクールバスの乗車時間ですが、乗車時間が90分以上から2時間未満の児童生徒の数は、現在スクールバスを利用している生徒数1,103人のうち43人、約3.9%となっております。それから、同じく1時間以上2時間未満ですと、生徒の数は362人となりまして、32.9%です。スクールバスの乗車時間につきましては、現在増車の予算要求を行うとともに、毎年、各学校におきまして、スクールバスの停留所やコースの見直しということを図りまして、できるだけ乗車時間の短縮に努めるよう指導しているところです。以上です。

○宮本副委員長 スクールバスについてですが、3人に1人が1時間以上乗っているという実態が明らかにされまして、これは随分前から変わっていないように思うのです。学校ごとに言いますと、いただいた資料では、奈良西養護学校は比較的校区が狭いということもあって、1時間以上乗っている児童生徒数は184名中20名ということで10.8%と聞いています。ところが、逆に二階堂養護学校は宇陀市も含まれる非常に広い校区です。これは187名中83名ですから44.4%と。大淀養護学校も大変広いです。166名中69名が1時間以上乗っているということですので、これも4割を超えてくるということですので、バスの増車や停留所の見直しだけでは解消しないのではないかと。特別支援学校の新設がどうしても必要ではないかと強く思いました。

先ほど述べられました西和養護学校で13名ふえるということですから、269名になるのです。大淀養護学校も24名ふえますから、200名を超えてくると。大淀養護学校のような場所で200名を超えるというのは大変厳しい状況だと思いますので、これも榎原校区のあたりに新設校が要るのではないかと強く思いました。

それから、最後に、就学指導で特別支援学級にという話がありましたけれども、特別支

援学級の在籍率を見ましても、近畿府県と比べると、奈良県は高くなっています、2.73%です。これは全国平均の2.0%よりも随分高いし、特別支援学校の新設をした和歌山県や兵庫県が2%や1.6%、こういう点を見ても非常に高いと思いますので、特別支援学校の新設をしない限り過密解消しないのではないかということをお願いして、質問を終わっておきたいと思います。以上です。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会を定例会中の3月7日月曜日の本会議終了後に再度開催させていただくこととなりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。